

石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集仕様書

1 喫茶コーナー及び自動販売機コーナーの概要

- (1) 名 称 石狩市民図書館喫茶コーナー及び自動販売機コーナー
- (2) 場 所 石狩市民図書館（石狩市花川北 7 条 1 丁目 26 番地）内、1 階エントランスホール東側入口横
- (3) 占有面積 喫茶コーナー：25.55 m²（店舗内座席数：9 席）、自動販売機設置スペース：1.72 m²（2 台）
- (4) 形 状 平面図（別紙 1-1）およびカウンター図面（別紙 1-2）のとおり

2 営業条件

(1) 経費の負担

- ア 使用料は、石狩市行政財産使用料条例（平成 5 年 9 月 22 日条例第 17 号）に基づき積算した金額により決定する。（参考：令和 8 年度の実績は別紙 1-3 のとおり）
- イ 石狩市（以下「市」という。）が設置した厨房設備以外の厨房機器、食器、その他営業に必要な備品等の整備に要する経費は、全て出店事業者の負担とする。
- ウ 電気料金（自動販売機の電気料を含む）、上・下水道使用料、冷暖房使用料等の業務上必要な経費は、全て出店事業者の負担とする。（参考：令和 7 年度の実績は別紙 1-4 のとおり）
- エ 店舗から発生した生ゴミ等廃棄物（自動販売機からの空き缶等を含む）の処理費用は、出店事業者の負担とする。
- オ 消耗品、その他店舗の維持管理及び営業に要する費用は、全て出店事業者の負担とする。

(2) 喫茶コーナー及び自動販売機コーナーの条件

【喫茶コーナー】

- ア 営業種目は、飲食店営業とし、リーズナブルで魅力のあるメニューを提供すること。
- イ メニュー及び価格の大幅な変更・追加等は、石狩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議をすること。
- ウ 物品の販売等は、企画書により提案すること。
- エ 出店事業者は、市が設置した厨房設備等を更新する場合は、出店事業者の負担において行うこと。
- オ 喫茶コーナー内部（厨房、テーブル等）の清掃等については、出店事業者において行うこと。

【自動販売機】

- ア 販売品の価格は、市場価格を超えて設定してはならない。
- イ 設置及び維持管理に要する費用は、出店事業者の負担とする。

- ウ 自動販売機の管理運営は、フルオペレーションとする。
- エ 設置する自動販売機に関する条件は、次のとおりとする。ただし、設置スペース等の問題により設置できない場合は、その旨を営業企画書に記載すること。
- (ア) ユニバーサルデザインであること。
 - (イ) ノンフロン対応機であること。
 - (ウ) 節電対策ができるものであること。
 - (エ) 耐震対応ができるものであること。
- オ 販売品目は、酒類を除く飲料品及び食料品とする。
- カ 出店事業者は、原則として設置した自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で回収ボックスを併設すること。その場合において、その回収、処分及び周囲の清掃等については、出店事業者が行うこと。
- キ 自動販売機の利用者からの問い合わせ、苦情等の対応は出店事業者が行うこと。
- ク 防災協力自動販売機については、市の情報を表示すること。

【共通事項】

- ア 石狩市民図書館が主催する事業、会議等に協力すること。
- イ 石狩市民図書館で実施する設備関係の保守作業等に協力すること。
- ウ 施設管理、防災管理及び衛生管理に細心の注意を払うこと。
- エ 売上金等の管理については、出店事業者の責任において管理すること。

(3) 使用上の制限

- ア 出店事業者は、施設を使用するにあたり常に良好な状態で使用するとともに、使用期間中、許可目的以外の用途には使用できないものとする。
- イ 出店事業者は、使用施設の目的を踏まえ、施設の維持管理や営業内容について、教育委員会と十分協議・調整を行いながら営業を行うこと。
- ウ 出店事業者は、使用施設の現状を変更しようとする場合は、教育委員会と事前に協議すること。
- エ 出店事業者は、教育委員会が認める場合を除き、使用施設を第三者に使用させることはできない。
- オ 出店事業者は、許可期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、自己の責任において教育委員会の指定する期日までに使用施設を原状に回復させること。

(4) 責任賠償等

出店事業者は、使用（営業）に伴い、施設及び経営上生じた事故・債務・賠償責任等について、自己の責任により処理するものとし、教育委員会に対して一切の補償等の請求はできないものとする。

3 その他

本仕様書に定めのないものは、教育委員会と協議の上定めること。